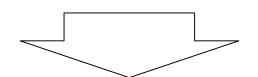
# 《農地の相続等の届出のお願い》



山口市内の農地を相続したときは・・・



## 山口市農業委員会に届出をお願いします

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会が きちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

### 届出書の記載例は裏面を参照してください。

#### [記載要領]

- ・農地(登記簿上の地目が田、畑等)について記載してください。
- ・土地の表示等で、所有者については、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるとき には登記簿上の所有者を記載してください。

### 【相続等で農地を取得した場合の届出】

相続(遺産分割、包括遺贈含む)、許可を要せずに農地を取得した場合には、農業委員会 にその旨を届出する必要があります。

届出は農地の取得日からおおむね10ヶ月以内に行ってください。

なお、この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。また、<u>所有権移転登記に代わるも</u>のではありません。登記は別途必要です。



山口市農業委員会事務局 電話083-934-2882